

高松市監査委員告示第11号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年5月31日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成11年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について

(1) 措置を講じた部課名 市民部保険年金課

ア 措置通知日 平成16年4月26日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助金の効果測定および成果分析をすべきもの

市税の納税貯蓄組合補助金が平成13年度末で廃止されることに伴い、国民健康保険料納付貯蓄組合奨励金補助金も、同一步調をとる必要があることから、同年度末をもって廃止した。

(イ) 奨励金と徴収コスト（人件費）との比較分析すべきもの

具体的に奨励金を廃止した場合の収納率低下が、どの程度影響するのかを見極める必要があり、その手法について研究していたところ、平成13年度末で国民健康保険料納付貯蓄組合奨励金が廃止された。

(ウ) 奨励金の水準の妥当性を検討すべきもの

現行収納率を確保するために、何名の推進員が必要であるか、具

体的な算定根拠を検討していたところ、平成13年度末で国民健康保険料納付貯蓄組合奨励金が廃止された。

- (㊦) 一部貯蓄組合には現金交付しているが、事務手続の統一化、事故防止のため銀行振込にすべきもの

一部納付貯蓄組合に対し、口座振替するよう指導していくよう対応策を検討していたところ、平成13年度末で国民健康保険料納付貯蓄組合奨励金が廃止された。

(2) 措置を講じた部課名 都市開発部都市計画課

ア 措置通知日 平成16年5月13日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (㊦) 地元周辺環境施設整備補助金を交付する上で、既存補助金制度とのバランスを考慮すべきもの

四国横断自動車道(市内区間)の建設に伴う関連環境整備事業の一環として、平成7年度から横断道関連環境整備事業補助金交付要綱に基づく補助金を交付していたが、平成11年度以降は、既存の補助制度との均衡を考慮した取扱いに留意していた。なお、自動車道完成により、同補助金制度は平成15年度末に終結した。

- (イ) サンセット方式補助金であり、最終期における総括的成果分析をすべきもの

高松市都市景観まちづくり協議会活動助成金は、一定の地域における景観形成を図ることを目的とした団体に助成しており、平成12年度に助成完了した協議会においては、助成終了時に活動実績報告書と併せて都市景観地区指定に向けた計画書も提出させ、それまでの活動成果を確認するとともに、都市景観形成地区として指定した。

(3) 措置を講じた部課名 土木部交通安全対策課

ア 措置通知日 平成16年4月20日

イ 改善を要する事項および措置された内容

- (㊦) 実質的な競争原理の徹底を図るべきもの。積算ベースでの価格検証を実施すべきもの

経費削減を図るため、事業の見直しを行った結果、平成12年度から、違法駐車防止交通指導業務については、委託警備員から嘱託交通指導員に切り替え、放置自転車等管理指導業務については、委託業者から嘱託交通指導員に切り替え、業務委託することを廃止した。

(4) 措置を講じた部課名 土木部住宅課

ア 措置通知日 平成16年5月20日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 補助金交付団体の事業実績の把握・分析を団体が行うのか担当課が行うのか明確にすべきもの

市営住宅入居者公衆衛生確保に伴う、民間銭湯経営推進事業補助金については、種々検討した結果、平成14年度をもって廃止した。

第2 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公共施設の維持管理コスト分析

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部保健所保健総務課

ア 措置通知日 平成16年4月7日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 施設の効率運営管理に対する事務事業評価が必要である  
事務事業評価については、平成14年度に実施した。

(イ) 苦情のなさ、問題発生のなさ等による利用者分析が必要である  
利用者分析については、全庁的に実施している市民サービスアンケートに、保健所独自の項目を加え、利用者分析に資している。

(ウ) 維持管理コストについて類似都市と比較する必要がある  
類似都市との比較については、いわき市など類似保健所6施設と維持管理コストの比較を行っている。

第3 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 物品に関する財務事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 健康福祉部保健センター

ア 措置通知日 平成16年3月31日

イ 意見を付された事項および措置された内容

(ア) 法定予防接種に用いるワクチンの発注数量の妥当性について

ワクチンの在庫数量を把握することにより，適正な発注を行うようにした。

(イ) 法定予防接種に用いるワクチンの保管責任・医療機関の保有数量を，高松市個別予防接種実施要領等の中で高松市への報告事項とすることについて

平成16年度から高松市個別予防接種実施要領を改め，ワクチンが高松市の所有であり，医療機関の保管責任を明示するとともに，毎月，医療機関から予防接種ワクチン報告書を提出させている。